

## 県税のしおりNo.8-1

# 自動車取得税

(令和元年9月30日まで)



## 自動車取得税とは

自動車の取得に対して課される税金です。

自動車とは、乗用車、トラック、バスなどの普通自動車、小型自動車（二輪のものを除く）、軽自動車（二輪のものを除く）です。

## 納める人

大分県内に定置場のある自動車を取得した人

（注）自動車の売買があった場合において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売などの場合）は買主が当該自動車の所有者とみなされ、買主が納めます。

## 納める額

軽自動車……………取得価額の2%

自家用自動車（軽自動車を除く）……………取得価額の3%

営業用自動車（軽自動車を除く）……………取得価額の2%

※なお、低公害車、低燃費車は税率等が軽減されます。詳しくは裏面「軽減内容詳細」をご覧ください。

## 申告と納税

次に掲げる日までに、申告書を提出するとともに、申告した税額を納めます。ただし、通常の取引価額と異なる価額により取得した場合は、売買契約書その他自動車の取得価額を証する書類の写しが必要になります。

- 1 新規登録、新規検査（検査対象軽自動車に限る）又は検査対象外軽自動車の使用の届出の時
- 2 移転登録をすべき自動車の取得にあっては、その登録をすべき事由があった日から15日以内（その日前に移転登録を受けた場合は、その登録の時）
- 3 上記1および2以外の自動車の取得で自動車検査証（検査対象外軽自動車にあっては、軽自動車届出済証）の記載事項の変更を受けるべき自動車の取得にあっては、その変更を受けるべき事由があった日から15日以内（その日前に変更を受けた場合は、その変更を受けた時）
- 4 その他の自動車の取得にあっては、自動車の取得の日から15日以内

## 免税点・非課税

次の場合には課税されませんが、報告書は提出しなければなりません。

- (1) 自動車の取得価額が50万円以下であるとき
  - (2) 相続による取得
  - (3) 法人の合併または政令で定める分割による自動車の取得
  - (4) 法人が新たに法人を設立するために現物出資を行う場合における自動車の取得
  - (5) 会社更生法による更生計画において、会社から新会社に自動車を移転した場合における新会社の自動車の取得
  - (6) 委託者から受託者（受託者から委託者）に信託財産を移す場合における自動車の取得
  - (7) 信託の受託者の変更があった場合における新たな受託者による自動車の取得
  - (8) 保険業法の規定によって会社がその保険契約の全部の移転契約に基づいて自動車を移転する場合における自動車の取得
  - (9) 担保される債権の消滅により譲渡担保財産設定の日から6ヵ月以内に譲渡担保財産の権利者から設定者に譲渡担保財産を移転する場合における自動車の取得
- ※減免については、自動車税のページをご参照ください。

## 市町村への交付

県に納付された自動車取得税収入額の66.5%は、県内の市町村に交付されます。

# 自動車取得税の軽減概要

（取得期間：令和元年9月30日まで）

（その1）

自動車の種類		軽減内容		
区分	要件	新車	中古車	
電気自動車、燃料電池自動車		非課税	取得価額から45万円控除	
天然ガス自動車	・平成30年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を10%以上低減	非課税	取得価額から45万円控除	
プラグインハイブリッド自動車		非課税	取得価額から45万円控除	
クローンディーゼル乗用車	・平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合	非課税	取得価額から45万円控除	
ガソリン車	ハイブリッド乗用車 乗用車	・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+40%達成（平成22年度燃費基準+110%達成）	非課税	取得価額から45万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+30%達成（平成22年度燃費基準+95%達成）	税率を50%軽減	取得価額から25万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+20%達成（平成22年度燃費基準+80%達成）	税率を25%軽減	取得価額から15万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+10%達成（平成22年度燃費基準+65%達成）	税率を20%軽減	取得価額から5万円控除
	ハイブリッドバス・トラック バス・トラック （車両総重量2.5t以下）	・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+25%達成（平成22年度燃費基準+57%達成）	非課税	取得価額から45万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+20%達成（平成22年度燃費基準+50%達成）	税率を80%軽減	取得価額から35万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+15%達成（平成22年度燃費基準+44%達成）	税率を60%軽減	取得価額から25万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+10%達成（平成22年度燃費基準+38%達成）	税率を40%軽減	取得価額から15万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+5%達成（平成22年度燃費基準+32%達成）	税率を20%軽減	取得価額から5万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	取得価額から45万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+10%達成	税率を75%軽減	取得価額から35万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を25%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減 ・平成27年度燃費基準+15%達成	税率を50%軽減	取得価額から25万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・平成27年度燃費基準+5%達成	税率を50%軽減	取得価額から25万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を25%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減 ・平成27年度燃費基準+10%達成	軽減なし	取得価額から15万円控除
石油ガス車	ハイブリッド乗用車 乗用車	・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+40%達成	非課税	取得価額から45万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+30%達成	税率を50%軽減	取得価額から35万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+20%達成	税率を25%軽減	取得価額から15万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+10%達成	税率を20%軽減	取得価額から5万円控除
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を50%以上低減又は 平成17年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）を75%以上低減 ・令和2年度燃費基準+5%達成	軽減なし	取得価額から15万円控除
ディーゼル車	ハイブリッドバス・トラック バス・トラック （車両総重量2.5t超3.5t以下）	・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	軽減なし
		・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・ポスト新長期規制適合 ・平成27年度燃費基準+10%達成	税率を75%軽減	軽減なし
	ハイブリッドバス・トラック バス・トラック （車両総重量3.5t超）	・平成30年排出ガス基準適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・平成27年度燃費基準+5%達成 ・ポスト新長期規制適合	税率を50%軽減	軽減なし
		・平成28年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	取得価額から45万円控除 （ハイブリッド車に限る）
ディーゼル車	ハイブリッドバス・トラック バス・トラック （車両総重量3.5t超）	・平成28年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・平成27年度燃費基準+10%達成	税率を75%軽減	取得価額から25万円控除 （ハイブリッド車に限る）
		・平成28年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・平成27年度燃費基準+5%達成	税率を50%軽減	取得価額から25万円控除 （ハイブリッド車に限る）
	ハイブリッドバス・トラック バス・トラック （車両総重量3.5t超）	・平成28年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・平成27年度燃費基準+5%達成	税率を50%軽減	取得価額から25万円控除 （ハイブリッド車に限る）
		・平成28年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制適合かつ同基準値よりNOx（窒素酸化物）及びPM（粒子状物質）を10%以上低減 ・平成27年度燃費基準+5%達成	軽減なし	取得価額から15万円控除 （ハイブリッド車に限る）

【注意事項】

- 燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値をいいます。
- 燃費性能は、自動車検査証に燃費達成率であることが記載されている自動車に限ります。
- 排出ガス性能は、国土交通大臣が認定しているものに限り、平成21年以降（車両総重量等により平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいいます。
- ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等において平成21年以降（車両総重量等により平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいいます。
- 乗用車とは、乗車定員が10人以下の乗用自動車のみをいいます。
- 平成22年度燃費基準については、中古車において、JC08モード燃費値を測定していない自動車の場合限り適用します（車検証の備考欄に、「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載される）。